

平成 26 年 3 月 11 日

社宅ご担当者様・ご利用者様 各位

株式会社 常口アトム

### 消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は当社業務に多大なるご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が現在の 5 % から 8 % に引き上げられることとなりました。

つきましては、弊社における消費税率等の取り扱いを下記の通りご案内申し上げます。法令に従うものではございますが、何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。

敬具

#### 記

4 月の消費税 8 % に向けての移行期間の為、j o g j o g . b i z 掲載中の物件広告において 5 % と 8 % の表記が混在している可能性が有ります。詳細は担当者までお問い合わせください。

#### 《 主な項目の消費税適用の考え方について 》

- 仲介手数料 仲介・契約行為を行ったタイミングの税率が適用されます。  
例) 4 月以降の入居であっても、3 月契約であれば 5 % が適用されます。
- 初期費用 行為が発生したタイミングの税率が適用されます。
- 駐車場 入居後のランニングコストの為 4 月以降入居であれば 8 % が適用となります。  
※但し、そもそも課税対象かどうかは物件による為、詳細は担当者へお問い合わせ下さい。
- その他諸費用 インターネット代等のランニングコストは、4 月以降入居であれば 8 % が適用となります。  
※ただし、課税対象かどうかは物件による為、詳細は担当者へお問い合わせ下さい。
- 課税対象外 賃料、敷金、礼金、共益・管理費、保証会社の保証料は課税対象外となります。

以上